

契 約 書

_____と(以下「甲」という)と株式会社ライフタイム、(以下「乙」という)とは、人材紹介サービス(以下「サービス」という)の利用に関し、下記のとおり契約する。

第1条(サービスの内容)

甲は乙に、甲の人材採用に関するコンサルティングならびに人材紹介を依頼し、乙はこれを受託する。乙は甲の人材採用計画を的確に把握した上で、乙ならびに乙と業務提携する有料職業紹介事業者(以下エージェント)が探索した人材を選抜・紹介し、採用にいたらしめるまでの活動を支援する。

第2条(サービス利用料の発生)

利用料金は、サービスを通じて甲が人材採用を決定し、採用決定者が甲に入社した段階で発生する。

第3条(サービス利用料)

本契約に基づくサービス利用料は、下記のとおりとし、甲は乙の請求に基づき支払うものとする。

第1項 サービス利用料は、採用決定者の想定年収の5～50%とする(別紙紹介手数料表参照)。ただし、消費税を別途支払うものとする。

第2項 第1項にいう想定年収とは、賞与その他の諸手当を含む採用初年度年収換算額をいうものとする。

第3項 サービス利用料は、採用決定者が甲に入社した時点で、乙より請求するものとする。

第4項 甲は乙に対し、請求書受領後、請求日の翌月末日迄に指定の銀行口座に振込により支払うものとする。その際の振込手数料は甲が負担するものとする。

第4条(サービス関連事項)

乙が選考・選抜した人材を、甲が乙の合意なく直接接触し採用を決定して入社せしめた場合も、本契約に該当するものとする。

第5条(サービス利用料の返還)

採用決定者が入社日以後3ヶ月以内に、自己都合または甲の就業規則に基づき解雇に至った場合は、乙は甲より受領したサービス利用料の20%～100%をその退職の通知を受けた日から1ヶ月以内に甲に返還するものとする(別紙紹介手数料表参照)。

ただし、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による場合ならびに甲の採用決定者に対する処遇およびその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合はこの限りではない。

第6条(疑義事項)

本契約に関し、疑義が生じた場合は、甲・乙双方で誠意をもって協議するものとする。

第7条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙はそれぞれ、現在、自社ならびに自社の取締役、執行役および監査役(以下「役員」という)が次の各号にいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準備構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
- (6) 前各号と共生する者、その他前各号に準ずる者

2. 甲および乙はそれぞれ、自社ならびに自社の役員が次の各号に該当する行為を将来にわたって行わないことを確約する。

- (1) 違法な、あるいは相当性を欠く不当な要求
- (2) 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為
- (3) 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為
- (4) 被害者団体などの属性の偽装による要求行為
- (5) その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(通称「暴力団対策法」)で禁止されている行為

3. 甲または乙が各項各号のいずれかに該当する場合(その役員が該当した場合も含む)、または各項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに甲に対しその旨を通知しなければならないものとする。

第8条(契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれか一方による解約の申し出がない場合、更に1年間契約を更新するものとする。また、以後も同様とする。

第9条(秘密の保持)

甲・乙双方は、この契約に関連して知り得た機密事項について守秘義務を負うものとする。ただし、エージェントが人材探索を行うために必要な甲に関する情報を、乙がエージェントに提供する場合を除く。この場合にエージェントは機密事項に対して同様に守秘義務を負うものとする。機密事項とは、すでに公表されているかまたは公知となっている情報を除く、甲における営業・経営上の諸情報、および乙が選抜した選考対象者に関する情報を対象とする。

第10条(管轄)

本契約について紛争が生じた場合、甲の本社所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙 長野県松本市島立 833-1 タクトヨビル 1F
株式会社ライフタイム。
代表取締役 山田 みゆき
有料職業紹介事業 20-ユ-300365